# 開示請求件数、不服申立て件数等の経年推移

※ 各表の番号、標題及び様式は本文に対応

表1 開示請求の件数

(単位:件、%)

	開示請求の件数	本省庁	その他
平成19年度	61,089	16, 029	45, 060
(比率)	(100)	(26. 2)	(73.8)
平成18年度	49, 930	14, 426	35, 504
平成10千度	(100)	(28.9)	(71. 1)
平成17年度	78, 639	14, 867	63, 772
	(100)	(18. 9)	(81. 1)
平成16年度	87, 123	16, 105	71, 018
平成10年度	(100)	(18. 5)	(81. 5)
平成15年度	73, 348	13, 929	59, 419
平成15年度	(100)	(19.0)	(81. 0)
亚出14年度	59, 887	13, 157	46, 730
平成14年度	(100)	(22. 0)	(78. 0)
亚出19年度	48,670	16, 811	31, 859
平成13年度	(100)	(34. 5)	(65. 5)

(注) 「本省庁」は、本省庁の窓口で受け付けられたものをいい、「その他」は、 地方支分部局、施設等機関等の窓口で受け付けられたものをいう。

表 2 開示請求の態様別件数

(単位:件、%)

	来所	郵送	オンライン	計
平成19年度	18, 641	40, 307	2, 141	61, 089
(比率)	(30. 5)	(66.0)	(3.5)	(100)
平成18年度	16, 236	31, 636	2, 058	49, 930
十八八10千尺	(32.5)	(63.4)	(4. 1)	(100)
平成17年度	39, 615	31, 515	7, 509	78, 639
十八八十尺	(50.4)	(40. 1)	(9.5)	(100)
平成16年度	47, 228	33, 051	6, 844	87, 123
十八八10千尺	(54. 2)	(37. 9)	(7.9)	(100)
平成15年度	45, 193	28, 153	2	73, 348
十八八10千尺	(61. 6)	(38. 4)	(0.0)	(100)

(注) 平成13年度、平成14年度については把握していない。

#### 表3 開示請求事案の処理状況

(単位:件、%)

		処理すべ	き事案		事案の処理状況			
	新規受付 事案	前年度から の持ち越し 事案	移送を受けた事案	計	開示決定等 がされた事 案	取下げ事案	全部を移送した事案	処理中事案 (次年度に 持ち越し)
平成19年度	61, 089	2, 977	107	64, 173	57, 783	2,009	99	4, 282
(比率)				(100)	(90.0)	(3. 1)	(0.2)	(6.7)
平成18年度	49, 930	2,860	188	52, 978	47, 816	2,023	168	2, 971
平成10千度				(100)	(90.3)	(3.8)	(0.3)	(5.6)
平成17年度	78, 639	5, 457	125	84, 221	79, 261	2,025	105	2,830
十八八十尺				(100)	(94. 1)	(2.4)	(0.1)	(3.4)
平成16年度	87, 123	3, 343	208	90, 674	82, 971	2, 226	88	5, 389
十八八10千尺				(100)	(91. 5)	(2.5)	(0.1)	(5.9)
平成15年度	73, 348	2, 785	163	76, 296	71, 669	1, 184	123	3, 320
平成15千度				(100)	(93. 9)	(1.6)	(0.1)	(4.4)
平成14年度	59, 887	3, 234	320	63, 441	58, 783	1, 728	150	2, 780
一一八八十八人				(100)	(92.7)	(2.7)	(0.2)	(4.4)
亚出19年度	48, 670	_	612	49, 282	44, 075	1, 551	422	3, 234
平成13年度				(100)	(89. 4)	(3. 1)	(0.9)	(6.6)

(注) 1 本表は、行政機関の長が受け付けた開示請求事案、前年度からの持ち越し事案及び他の機関から移送を受けた 開示請求事案について各年度末日現在の処理状況を示している。

1件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案(次年度に持ち越し)」に計上している。

- 2 「取下げ事案」とは、開示請求がされた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしようとした者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。
- 3 「全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要が なくなったものをいう。

他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「移送を受けた事案」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等情報公開法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「移送を受けた事案」に計上されている。

#### 表 4 開示決定等の件数

(単位:件、%)

			開示	決定等		
			開示	決定		
	計	小計	全部を開示	一部を開示	うち 公益裁量開示	不開示の決定
平成19年度	49, 750	47, 497	21, 189	26, 308	<1>	2, 253
(比率)	(100)	(95. 5)	(42.6)	(52.9)	<(0.0)>	(4.5)
亚比10年度	42, 349	37, 621	19, 321	18, 300	< 0>	4, 728
平成18年度	(100)	(88.8)	(45.6)	(43. 2)	<(0)>	(11. 2)
亚出现产库	74, 676	71, 012	53, 609	17, 403	< 0>	3, 664
平成17年度	(100)	(95. 1)	(71.8)	(23. 3)	<(0)>	(4.9)
亚比16年度	76, 743	74, 119	57, 071	17, 048	< 0>	2, 624
平成16年度	(100)	(96.6)	(74.4)	(22.2)	<(0)>	(3.4)
亚比15年度	68, 867	66, 275	48, 808	17, 467	< 1>	2, 592
平成15年度	(100)	(96. 2)	(70.9)	(25. 3)	<(0.00)>	(3.8)
亚比14年	59, 203	56, 651	40, 935	15, 716	< 4>	2, 552
平成14年度	(100)	(95. 7)	(69. 1)	(26. 6)	<(0.01)>	(4.3)
亚比19年产	44, 734	39, 653	25, 119	14, 534	<16>	5, 081
平成13年度	(100)	(88.6)	(56. 1)	(32. 5)	<(0.04)>	(11. 4)

- (注) 1 「うち公益裁量開示」は、「全部を開示」又は「一部を開示」の内数である。
  - 2 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、表4の「開示決定等」と表3の「開示決定等がされた事案」の件数は必ずしも一致しない。

#### 表 5 延長手続の状況

(単位:件、%)

	開示決定	延長手続を採ら	なかったもの	法第10条第2項	による延長手続	法第11条による	寺例規定を適用
	等件数			を採ったもの		したもの	
		30日以内に開	30日以内に	延長した期限	延長した期限	通知した期限	通知した期限
		示決定等がさ	開示決定等	までに開示決	までに開示決	までに開示決	までに開示決
		れたもの	がされなか	定等がされた	定等がされな	定等がされた	定等がされな
			ったもの	もの	かったもの	もの	かったもの
平成19年度	49, 750	43, 627	51	3, 645	36	2, 183	208
(比率)	(100)	(87.7)	(0.10)	(7.3)	(0.07)	(4.4)	(0.42)
平成18年度	42, 349	36, 727	78	4,022	16	1,320	186
平成10千度	(100)	(86. 7)	(0.18)	(9.5)	(0.04)	(3.1)	(0.44)
亚出7左库	74, 676	68, 630	45	4, 213	19	1,686	83
平成17年度	(100)	(91.9)	(0.06)	(5. 6)	(0.03)	(2.3)	(0.11)
	76, 743	70, 986	1	3, 733	2	1,842	182
平成16年度	(100)	(92.5)		(4.9)		(2.4)	(0.2)
平成10年度							※①、②も含
							めた値。
	68, 867	60, 786	1	6, 739	2	971	371
平成15年度	(100)	(88.3)		(9.8)		(1.4)	(0.5)
十成15十段							※①、②も含
							めた値。
	59, 203	51,820	1	4,826	128	2, 4	29
平成14年度	(100)	(87. 5)		(8.2)	(0.2)	(4.	1)
十八八十八尺					※①も含め	※期限の遵守	状況について
					た値。	は把握してレ	ない。

(注) 平成13年度については把握していない。

## 表8 法第11条の規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位:件、%)

	開示決定等			処理日数		(十四・11、70)
	件数	60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
平成19年度(比率)	2, 391	847	352	392	380	420
	(100)	(35. 4)	(14. 7)	(16. 4)	(15. 9)	(17. 6)
平成18年度	1, 506	473	231	382	294	126
	(100)	(31. 4)	(15. 3)	(25. 4)	(19. 5)	(8. 4)
平成17年度	1, 769	612	144	584	211	218
	(100)	(34. 6)	(8. 2)	(33. 0)	(11. 9)	(12. 3)
平成16年度	1, 842	774	186	415	172	295
	(100)	(42. 0)	(10. 1)	(22. 5)	(9. 4)	(16. 0)
平成15年度	971	305	100	195	239	132
	(100)	(31. 4)	(10. 3)	(20. 1)	(24. 6)	(13. 6)
平成14年度	2, 429	461	237	563	416	752
	(100)	(19. 0)	(9. 7)	(23. 2)	(17. 1)	(31. 0)
平成13年度	2, 276 (100)	411 (18. 1)	271 (11. 9)	725 (31. 8)	869 (38. 2)	_

<sup>(</sup>注) 本表は、法第11条を適用した事案について行われた開示決定等のすべてを対象としており、60日以内にすることとされている「相当の部分」についての開示決定等や当該事案の対象となる行政文書の一部を分割してされた(中間的な)開示決定等を含む。

表 9 不開示理由の内訳

	不開示の決定と		内訳(複数	枚該当あり)	
	一部を開示する決定の合計件数	不開示情報	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
平成19年度 (比率)	28, 561	28, 160	2, 494	172	192
	(100)	(98. 6)	(8. 7)	(0. 6)	(0. 7)
平成18年度	23, 028	19, 456	4, 545	205	259
	(100)	(84. 5)	(19. 7)	(0. 9)	(1. 1)
平成17年度	21, 067	19, 016	3, 498	156	75
	(100)	(90. 2)	(16. 6)	(0. 7)	(0. 4)
平成16年度	19, 672	17, 568	2, 173	365	43
	(100)	(89. 3)	(11. 0)	(1. 9)	(0. 2)
平成15年度	20, 059	18, 229	2, 059	202	32
	(100)	(90. 9)	(10. 3)	(1. 0)	(0. 2)
平成14年度	18, 268	16, 950	1, 749	390	18
	(100)	(92. 8)	(9. 6)	(2. 1)	(0. 1)
平成13年度	19, 615	16, 409	3, 151	278	37
	(100)	(83. 7)	(16. 1)	(1. 4)	(0. 2)

<sup>(</sup>注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は必ずしも100にならない。 2 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

表11 不服申立ての件数

(単位:件)

		不服申立ての件数	(干压・11)
	計	審査請求	異議申立て
平成19年度	1,018	528	490
平成18年度	800	350	450
平成17年度	744	359	384
平成16年度	1, 367	1,004	363
平成15年度	1, 158	472	686
平成14年度	914	505	409
平成13年度	1, 359	429	930

表13 不服申立ての件数と処理状況

								(  -	L · IT \ /0/	
	処理すべ き件数	新規 申立て 件数	前年度からの持ち越し件数	処理済	取下げ	処理中 (次年度 に持ち 越し)	処理方針、 諮問の要否 等検討中、 諮問の準備 中等	審査会に諮問中	審査会の 答申後、 裁決・決 定の準備 中	
平成19年度	2,002	1 010	004	918	42	1,042	392	504	146	
(比率)	(100)	1,018	984	(45.9)	(2.1)	(52.0)	(19.6)	(25.2)	(7.3)	
亚出10年南	1,635	800	005	609	42	984	405	386	193	
平成18年度	(100)	800	835	(37.2)	(2.6)	(60.2)	(24.8)	(23.6)	(11.8)	
平成17年度	1, 937	744	744	1 109	1,062	40	835	251	429	155
平成11年及	(100)		1, 193	(54.9)	(2.0)	(43. 1)	(13.0)	(22. 1)	(8.0)	
平成16年度	2,685	1, 367	1 910	1, 416	73	1, 196	496	525	175	
平成10年及	(100)	1, 307	1, 318	(52.7)	(2.7)	(44.6)	(18.5)	(19.6)	(6.5)	
平成15年度	2, 485	1 150	1 207	1,027	119	1, 339	336	744	259	
平成15年度	(100)	1, 158	1, 327	(41.3)	(4.8)	(53.9)	(13.5)	(30.0)	(10.4)	
平成14年度	2,050	914	1 126	686	29	1, 335	662	555	118	
十八八十八尺	(100)	914	1, 136	(33.5)	(1.4)	(65. 1)	(32.3)	(27.0)	(5.8)	
平成13年度	1, 359	1 250		180	43	1, 136	728	324	84	
一灰13千度	(100)	1, 359		(13.2)	(3.2)	(83. 6)	(53.6)	(23.8)	(6. 2)	

<sup>(</sup>注) 「処理方針、諮問の要否等検討中、諮問の準備中等」には、不適法な不服申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決・決定の準備をしているものを含む。

表15 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位:件、%)

	裁決・決定 件数	90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1 年超 2 年以内	2年超
平成19年度	918	126	275	165	117	150	85
(比率)	(100)	(13.7)	(30.0)	(18.0)	(12.7)	(16.3)	(9.3)
亚代10年度	609	85	135	60	94	144	91
平成18年度	(100)	(14. 0)	(22.2)	(9.9)	(15. 4)	(23.6)	(14. 9)
平成17年度	1,062	261	138	107	133	300	123
平成17年度	(100)	(24. 6)	(13.0)	(10. 1)	(12.5)	(28.2)	(11.6)
平成16年度	1, 416	163	275	221	154	603	
平成10年度	(100)	(11.5)	(19.4)	(15. 6)	(10.9)	(42.6)	
平成15年度	1,027	39	271	142	108	467	
十八八15千尺	(100)	(3.8)	(26.4)	(13.8)	(10.5)	(45. 5)	
平成14年度	686	36	92	81	203	274	
十成14十段	(100)	(5.3)	(13.4)	(11.8)	(29. 6)	(39. 9)	
平成13年度	180	30	64	81	5	_	
十八八13千尺	(100)	(16.7)	(35. 5)	(45.0)	(2.8)		

## 表16 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単

位:件、%)

	三 11、/0/										
		<u>≡</u>	6該年度に審査	査会に諮問した	た件数	処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等					
			不服申立てを受けてから審査会に諮問 した日までの日数				不服申立て	てを受けてから	の経過日数		
			30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超		
平	成19年度 (比率)	781 (100)	90 (11. 5)	524 (67. 1)	167 (21. 4)	392 (100)	69 (17. 6)	84 (21. 4)	239 (61. 0)		
平	成18年度	507 (100)	98 (19. 3)	310 (61. 1)	99 (19. 5)	405 (100)	92 (22. 7)	98 (24. 2)	215 (53. 1)		
平	成17年度	682 (100)	109 (16. 0)	301 (44. 1)	272 (39. 9)	251 (100)	44 (17. 5)	61 (24. 3)	146 (58. 2)		

<sup>(</sup>注) 平成16年度以前は把握していない。

## 表17 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

	審査会に諮問して裁決・決定を行ったもの						審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中			
		答申を受けて	答申を受けてから裁決・決定までの日数			答申を	受けてからの経	<b>E</b> 過日数		
		30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超		
平成19年度	698	464	146	88	146	62	8	76		
(比率)	(100)	(66.5)	(20.9)	(12.6)	(100)	(42.5)	(5. 5)	(52. 1)		
平成18年度	513	336	111	66	193	100	8	85		
平成18年度	(100)	(65.5)	(21.6)	(12.9)	(100)	(51.8)	(4. 1)	(44. 0)		
亚战17年度	782	454	167	161	157	57	9	91		
平成17年度	(100)	(58. 1)	(21.3)	(20.6)	(100)	(36.3)	(5.7)	(58.0)		

<sup>(</sup>注) 平成16年度以前は把握していない。

表18 審査会における審査状況

								( 1	単位:件、	. %)
	審査会	新規 諮問 件数	前年度からの持ち越し件数	計	計	答 諮問庁の判 断は妥当で あるとした もの	<ul><li>申件数</li><li>諮問庁の判 断は一部妥 当でないと したもの</li></ul>	諮問庁の判 断は妥当で ないとした もの	取下げ 件数	次年度に 持ち越し た件数
平成19年度	内閣府	628	348	976	547	482	55	10	23	406
	会計検査院	6	4	10	3	3	0	0	0	7
	計 (比率)	634	352	986	550 (100)	485 (88. 2)	55 (10. 0)	10 (1. 8)	23	413
	内閣府	500	374	874	512	412	86	14	14	348
平成18年度	会計検査院	6	4	10	6	3	3	0	0	4
	計 (比率)	506	378	884	518 (100)	415 (80. 1)	89 (17. 2)	14 (2. 7)	14	352
	内閣府	642	400	1,042	641	471	154	16	27	374
平成17年度	会計検査院	4	4	8	4	2	2	0	0	4
	計 (比率)	646	404	1, 050	645 (100)	473 (73. 3)	156 (24. 2)	16 (2. 5)	27	378
	内閣府	692	407	1,099	663	466	178	19	33	403
平成16年度	会計検査院	0	8	8	4	4	0	0	0	4
	計 (比率)	692	415	1, 107	667 (100)	470 (70. 5)	178 (26. 7)	19 (2. 8)	33	407
	内閣府	876	339	1, 215	773	484	244	45	30	412
平成15年度	会計検査院	9	10	19	11	6	5	0	0	8
	計 (比率)	885	349	1, 234	784 (100)	490 (62. 5)	249 (31. 8)	45 (5. 7)	30	420
平成14年度	内閣府	696	193	889	540	313	187	40	10	339
	会計検査院	7	9	16	6	1	5	0	0	10
	計 (比率)	703	202	905	546 (100)	314 (57. 5)	192 (35. 2)	40 (7. 3)	10	349
平成13年度	内閣府	374	_	374	177	106	48	23	4	193
	会計検査院	10		10	1	1	0	0	0	9
	計 (比率)	384	_	384	178 (100)	107 (60. 1)	48 (27. 0)	23 (12. 9)	4	202
(ゾナ) 1 弐次日日	一字では 始米	そのて叩け	コウア 車安ね1	1417 ナ1, は	マポオク	< ) ァ ⇒添 日日 → ・ フ ·	4日 人 ぶ モ m	主19の「金	<del>木 /</del> \ / ァ = 添 E	38 <del>- [</del> - ]

<sup>(</sup>注) 1 諮問庁では、複数の不服申立て事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があり、表13の「審査会に諮問中」 の件数と本表の「次年度に持ち越した件数」の件数、表16の「今年度に審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮 問件数」の件数とは必ずしも一致しない。

<sup>2</sup> 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

## 表19 情報公開に関する訴訟の状況

(単位:件)

		平成 19年度	平成 18年度	平成 17年度	平成 16年度	平成 15年度	平成 14年度	平成 13年度
	新規提訴	13	22	28	21	15	39	15
	前年度から係属	29	24	14	16	37	11	_
地方裁判所	係属 計	40	46	42	37	52	50	15
(第一審)	判決	24	17	14	15	30	9	3
	取下げ	3	0	4	5	4	4	1
	審理中(次年度に持ち越し)	13	29	24	17	18	37	11
	新規控訴	12	8	8	7	13	5	1
	前年度から係属	6	4	5	7	2	1	_
高等裁判所	係属 計	18	12	13	14	15	6	1
(控訴審)	判決	11	6	9	9	6	4	0
	取下げ	0	0	0	0	2	0	0
	審理中(次年度に持ち越し)	7	6	4	5	7	2	1
最高裁判所(上告審)	新規上告	8	2	5	7	3	0	0
	前年度から係属	2	11	9	1	0	0	
	係属 計	10	13	14	8	3	0	0
	判決	3	11	2	0	2		_
	取下げ	0	0	0	0	0		_
	審理中(次年度に持ち越し)	7	2	12	8	1	_	_

<sup>(</sup>注) 行政機関が独立行政法人等に移行した場合には対象から外れるため、「前年度からの係属」件数と「審理中(次年度に持ち越し)」の件数とは一致しないところがある。

表20 開示実施手数料の減免の状況

(単位:件)

	令第14条第1項による減免								
	申請件数		減免 生活保護	その他	減免を認めない ったもの	審査中	取下げ	第4項による減免	
平成19年度	16	8	0	8	5	0	3	0	
平成18年度	14	8	0	8	3	2	1	4	
平成17年度	39	8	0	8	17	11	3	0	
平成16年度	41	24	0	24	4	3	10	0	
平成15年度	21	12	1	11	9	0	0	0	
平成14年度	11	4	3	1	3	3	1	0	
平成13年度	9	6	3	3	3	0	0	0	